

第14章 そ の 他

1. 公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団
2. 公益財団法人八千代市環境緑化公社
3. 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会
4. 社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会
5. 四市複合事務組合
6. 北千葉広域水道企業団

1. 公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団

本市の文化及びスポーツ活動に資する事業を行い、市民会館と市民体育館が近接する地理的条件を活用しながら、市民文化の創造及び地域文化の向上並びに市民スポーツの活性化に寄与しています。

- | | |
|----------|---|
| (1) 基本財産 | 345,197 千円（令和2年3月末現在） |
| (2) 事業内容 | 施設管理運営事業（市民会館等文化施設の管理運営、市民体育館等スポーツ施設の管理運営）
自主事業 文化振興事業（鑑賞事業、市民文化創造事業、普及啓発事業等）
スポーツ振興事業（スポーツ教室事業等） |
| (3) 役員 | 理事長 1人
理事 7人（理事長、常務理事を含む）
監事 2人 |
| (4) 職員 | 正規職員 11人 |
| (5) 附属機関 | 事業企画委員会 |

2. 公益財団法人八千代市環境緑化公社

現在の公益財団法人八千代市環境緑化公社は、昭和62年5月に八千代市が行った「緑の都市宣言」の推進母体である(財)八千代市花と緑の基金として設立され、その後、平成18年4月に(財)八千代市衛生公社を統合し、(財)八千代市環境緑化公社として改組。公益法人制度改革に伴い、平成25年4月1日から公益財団法人に移行。

市民に信頼され真に公益を担う財団として、広く市民の参加と協力を得て緑化の推進と緑の保全を図り、もって緑に囲まれ安らぎと潤いのある健康的で住み良い街づくりを推進します。

(1) 基本財産等

・ 基本財産	令和2年3月31日現在	326,180千円
・ 花と緑の基金	令和2年3月31日現在	588,453千円

(2) 事業内容

- ① 緑の保全及び緑化に関する普及啓発
- ② 環境緑化に関するボランティア団体等の育成及び援助
- ③ 緑化の推進及び堆肥づくり等
- ④ 環境緑化に係わる緑地等の保全及び活用
- ⑤ 公園及び緑地等の維持管理
- ⑥ 環境緑化に関する基金の造成並びに管理運用
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

役員等	評 議 員	6 人
	理 事	6 人 (理事長・常務理事を含む)
	監 事	2 人
職 員	事 務 職 員	8 人 (再雇用職員1人を含む)

3. 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

(1) 沿革

社会福祉事業法（現：社会福祉法）に基づき、昭和33年6月14日設立され、昭和44年6月17日社会福祉法人の認可を受け、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現に向け、各種機関、各種団体と連携を密にし地域福祉活動を展開しています。

(2) 組織

会 員	一般世帯、個人、企業、商店、施設、各種団体
役 員	理事13人（会長1人、副会長3人、常務理事1人を含む）、監事2人
職 員	21人、学童指導員23人

(3) 事業

地域ぐるみ福祉ネットワーク事業（各支会との協力連携）の推進、移送サービス事業、長寿会・遺族会等各種団体との連絡調整、ボランティア（災害含む）センターの運営、ふれあい相談、日常生活自立支援事業の推進、生活福祉資金の貸付け、善意銀行の運営、受託（学童保育所運営管理・生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業・成年後見事業相談支援等業務・第1層生活支援コーディネーター業務・地域力強化推進業務）、指定管理者（福祉センター運営管理）、共同募金会八千代市支会の運営等を行っている。

4. 社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会

(1) 沿革

昭和42年5月2日身体障害者の自立更生と相互扶助を目的として設立されました。

新たな社会ニーズに対応するため社会福祉法人の認可を受け現在は障害者総合支援法に基づく障害者就労支援施設「はばたき職業センター」の設置経営と地域生活支援事業及び相談支援事業並びに身体障害者福祉法に基づく事業を展開しています。

(2) 組織

役 員	理事7人、監事2人、評議員9名
職 員	18人

(3) 事業

①第2種社会福祉事業

障害福祉サービス事業「はばたき職業センター」の経営

- ・就労移行支援 定員6名
- ・就労継続支援B型 定員30名

目 的 利用者の意思及び人格を常に尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な就労移行支援等の提供を確保することを目的とする。

場 所 八千代市米本2429番地10

敷地面積 1,958 m²

建物面積 769.31 m²

建築構造 鉄筋コンクリート造平屋建

授産内容 印刷作業、園芸作業、受注生産作業

特定相談支援事業及び障害児相談支援事業「きらめき支援センター」相談員 2名
同行援護事業（居宅介護等事業（視覚障害者ガイドヘルパー事業））

②受託事業

- ア 車椅子貸出事業
- イ 八千代市手話通訳者設置・派遣事業
- ウ 身体障害者スポーツ大会等スポーツの振興及び身体障害者の地域交流事業
- エ 市民向け各種講座の開催事業

③自主事業

- ア 移動支援事業……福祉有償運送事業
- イ 各種福祉講座……書道、手話、点訳、ボランティア講座
- ウ 交流事業……地区懇談会、もちつき会等各種交流事業
- エ 社会参加促進事業……日帰り及び一泊親睦旅行 他
- オ 啓発事業……とっておきの福祉まつり、機関紙「はばたき」発行
- カ 日中活動……在宅重度障害者の日中活動
- キ 相談支援事業……身体障害者の日常相談、訪問活動等

④その他

身体障害者更生相談事業

5. 四市複合事務組合

従来から船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の4市で運営を行ってきた老人福祉施設組合は、昭和52年3月31日で解散した伝染病予防組合の事務を継承するとともに、斎場に係る事務を加えて、同年4月1日、四市複合事務組合に改称しました。

なお、平成11年3月31日をもって伝染病予防法が廃止され、伝染病隔離病舎事業を終了したことから、現在、本組合は特別養護老人ホーム三山園及び馬込斎場、しおかぜホール茜浜（令和元年10月8日供用開始）の事業を実施しています。

(1) 組 織

事 務 所	船橋市本町2-7-8（船橋市福祉ビル内）		
組 合 議 会 議 員	定数13人（船橋市5人、習志野市3人、八千代市3人、鎌ヶ谷市2人）		
管 理 者 等	管 理 者	船橋市長	
	副 管 理 者	船橋市副市長	
	会 計 管 理 者	船橋市会計管理者	
	監 査 委 員	船橋市監査委員（知識経験者）	
		鎌ヶ谷市議会議員（議会選出監査委員）	

(2) 特別養護老人ホーム「三山園」

開 設	昭和47年6月1日
所 在 地	船橋市三山2-3-2
敷 地	面積 5053.00㎡
建 物	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 5,913.10㎡
定 員	指定介護老人福祉施設 100人 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 20人 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 12人

① 保険者別入所者状況

令和2年3月末

保険機関	区 分		
	男	女	計
船 橋 市	15 人	30 人	45 人
習 志 野 市	5	10	15
八 千 代 市	9	11	20
鎌 ヶ 谷 市	6	8	14
計	35	59	94

② 要介護状態等区分状況

区 分	船 橋 市	習 志 野 市	八 千 代 市	鎌 ヶ 谷 市	合 計
要 介 護 1	1 人	0 人	0 人	1 人	2 人
要 介 護 2	0	1	1	1	3
要 介 護 3	6	2	7	3	18
要 介 護 4	22	8	6	3	39
要 介 護 5	16	4	6	6	32
計	45	15	20	14	94

(3) 馬込斎場

開 設 昭和55年4月1日
 所 在 地 船橋市馬込町1102-1
 敷 地 面積 19,601.7 m²
 建 物 鉄筋コンクリート造（一部地下1階、地上2階）
 延床面積 5,953.93 m²
 建 設 費 3,622,661千円（建築費2,612,858千円、用地買収費1,009,803千円）
 式 場 4室
 霊 柩 車 3台（バン型2台、ワンボックス1台）※しおかぜホール茜浜と共用
 火 葬 炉 15基

馬込斎場使用状況

平成29年度

区 分	火 葬			霊 柩 車				式 場	祭 壇	控 室	遺 体 保管室
	遺 体	改 葬	計	宮 型	バン型	ワンボッ クス型	計				
船 橋 市	5,108		5,108		489	19	508	730	419	6,045	929
習 志 野 市	1,303		1,303	1	217	6	224	146	95	1,448	194
八 千 代 市	1,548	14	1,562		128	3	131	93	63	1,634	123
鎌 ヶ 谷 市	965		965		189	6	195	172	119	1,325	175
住 民 以 外	269		269		20	1	21			187	9
計	9,193	14	9,207	1	1,043	35	1,079	1,141	696	10,639	1,430

平成30年度

区 分	火 葬			霊 柩 車				式 場	祭 壇	控 室	遺 体 保管室
	遺 体	改 葬	計	宮 型	バン型	ワンボッ クス型	計				
船 橋 市	5,212	2	5,214	2	349	101	452	705	437	5,836	984
習 志 野 市	1,345	7	1,352		125	29	154	161	103	1,444	233
八 千 代 市	1,580		1,580	1	99	13	113	54	34	1,587	93
鎌 ヶ 谷 市	998	1	999		154	28	182	206	161	1,236	167
住 民 以 外	298		298		24	1	25			204	17
計	9,433	10	9,443	3	751	172	926	1,126	735	10,307	1,494

令和元年度

区 分	火 葬			霊 柩 車			式 場	祭 壇	控 室	遺 体 保管室
	遺 体	改 葬	計	バン型	ワンボッ クス型	計				
船 橋 市	4,923	6	4,929	276	44	320	670	428	5,411	854
習 志 野 市	891		891	65	11	76	128	74	953	183
八 千 代 市	1,359	4	1,363	79	4	83	68	48	1,369	96
鎌 ヶ 谷 市	1,023	1	1,024	172	15	187	221	169	1,258	194
住 民 以 外	218		218	24		24	1		157	15
計	8,414	11	8,425	616	74	690	1,088	719	9,148	1,342

(4) しおかぜホール茜浜

開設 令和元年10月8日
 所在地 習志野市茜浜3-7-6
 敷地 面積 25,000㎡
 建物 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建
 延床面積 9,807.17㎡
 建設費 11,453,792千円（建築費8,214,995千円、斎場用地費3,238,797千円）
 式場 4室
 霊柩車 3台（バン型2台，ワンボックス型1台）※馬込斎場と共用
 火葬炉 12基 ※3基増設スペースを確保している

しおかぜホール茜浜使用状況

令和元年度

区分	火葬			霊柩車				式場	祭壇	控室	遺体 保管室
	遺体	改葬	計	宮型	バン型	ワンボックス型	計				
船橋市	412	0	412	0	12	3	15	45	27	459	37
習志野市	517	0	517	0	28	0	28	106	69	620	90
八千代市	359	0	359	0	15	1	16	21	17	379	14
鎌ヶ谷市	14	0	14	0	0	0	0	2	2	16	1
住民以外	31	0	31	0	0	0	0	0	0	27	0
計	1,333	0	1,333	0	55	4	59	174	115	1,501	142

6. 北千葉広域水道企業団

(1) 沿革

東京都に隣接した東葛飾北部地域、習志野市、八千代市及び県営水道京葉地区は、交通の至便さと良好な生活環境を背景に急激に都市化の形態を早め、全国でも有数の人口急増地域として水需要が増大してきました。

しかし、これらの地域は、水道用原水の確保について地理的条件が極めて悪く、利根川水系江戸川に依存せざるを得ない状況にありました。

このため、原水確保については、国が進めている「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に求めることとなりますが、これらの地域において県市町各々が河川から取水することは、河川管理上ほとんど不可能に近く、また、取水、浄水、送水の諸施設を個々に建設することは、それらの水道管理者にとって多大な負担を伴うため、これを広域的に一元化することが建設、維持管理を含め、はるかに合理的、かつ経済的であるといえます。

そこで、広域水道としての用水供給事業の実施が急務とされ、千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、関宿町（平成15年度に野田市に合併）、沼南町（平成17年度に柏市に合併）、習志野市及び八千代市の1県7市2町の共同事業として昭和48年3月、自治大臣の許可を受け、北千葉広域水道企業団が発足しました。

以降、創設事業を進める一方、昭和54年5月に完成した施設能力133,600 m^3 /日の第一期施設により同年6月から一部構成団体に、昭和56年4月からは全構成団体に給水を開始しました。昭和57年度末には給水能力267,100 m^3 /日の第二期施設が、昭和62年度末には給水能力400,700 m^3 /日の第三期施設が、平成7年度には最終目標である給水能力534,200 m^3 /日（現在は計画一日最大給水量525,000 m^3 ）の第四期施設が、更に平成12年度末をもって全ての施設が完成したことにより、総事業費2,032億円、事業期間28年間にわたる創設事業が終了しました。

また、平成21年度からは、より安全で良質な水道水を安定的に供給するため、浄水方法に「オゾン＋生物活性炭」を組み込む高度浄水施設建設事業に着手し、平成26年12月から高度浄水処理による給水を開始しました。

さらに、大規模災害時における基幹諸施設の被災による減断水及び水質事故時の送水停止の影響を軽減し、安定給水能力の向上を図るため、平成24年度から浄水貯留能力の増強と緊急時のバックアップ機能の強化を目的とした沼南調整池設置事業に着手し、平成30年3月から容量53,400 m^3 の調整池の運用を開始しました。

(2) 事業計画の概要

同企業団は、水源を利根川水系江戸川に求め、1県7市2町の共同事業体として昭和48年3月発足し、当初総事業費449億円、工期を昭和48年度から昭和53年度までの6か年計画で創設事業に着手しました。

その後、石油危機に端を発した諸物価の高騰、水需要の鈍化に伴う建設工程の調整など経済社会情勢の変化により、創設事業の計画変更を余儀なくされましたが、平成12年度をもって事業が完了し、その総事業費は2,031億9,787万円となりました。

① 給水対象水道事業名

千葉県

松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市、八千代市

② 1日最大取水量 564,400 m^3

③ 1日最大給水量 525,000 m^3

給水対象水道事業名	一日最大給水量
千葉県水道事業	201,300 m ³
松戸市水道事業	14,100 m ³
野田市水道事業	41,000 m ³
柏市水道事業	93,700 m ³
流山市水道事業	42,500 m ³
我孫子市水道事業	32,900 m ³
習志野市水道事業	17,300 m ³
八千代市水道事業	28,900 m ³

※一日最大給水量は送水に関する協定書（平成28年度から31年度まで）による

④ 給水年月日

一部構成団体に給水 昭和54年6月1日

全構成団体に給水 昭和56年4月1日

(3) 事業の経過

- 昭和47年10月 北千葉広域水道企業団設置促進協議会が発足（会長 千葉県知事）
- 昭和48年3月 北千葉広域水道企業団設立許可
- 〃 北千葉広域水道用水供給事業経営の認可
- 〃 事務所を千葉県東葛飾合同庁舎内に設置（松戸市小根本7番地）
- 7月 創設事業に着手（創設事業費 449億円）
- 昭和49年12月 北千葉広域水道用水供給事業経営の変更認可（取水地点の変更）
- 昭和50年9月 利根川広域導水事業（野田導水事業）において 4.320m³/秒の水配分
- 昭和51年2月 創設事業費を 1,165億7,000万円に改定
- 昭和52年11月 浄水場中央管理本館が完成（流山市桐ヶ谷宇和田130番地）
- 昭和54年6月 第一期施設が完成し、供給を開始（施設能力 133,600m³/日）
- 〃 一部構成団体に給水を開始
- 〃 （基本料金 81円/m³、使用料金 14円/m³）
- 昭和55年3月 奈良俣ダム建設事業において、0.200m³/秒の水源を確保
- 11月 創設事業費を 1,694億5,100万円に改定
- 昭和56年4月 全構成団体へ給水を開始
（基本料金 103円/m³に改定、基本料金経過措置56年度は102円/m³）

昭和57年 2月	利根川広域導水事業(北千葉導水事業)において、4.320m ³ /秒の水源を確保
昭和58年 4月	第二期施設が完成し、供用を開始(施設能力 267,100m ³ /日) (基本料金 105円/m ³ 、使用料金 16円/m ³ に改定)
昭和60年11月	創設事業費を 1,860億9,500万円に改定
昭和61年 7月	八ツ場ダム建設事業において 0.350m ³ /秒の水源を確保
昭和63年 4月	第三期施設が完成し、供用を開始(施設能力 400,700m ³ /日)
平成 3年 4月	奈良俣ダムが概成し、供用を開始 (基本料金 82円/m ³ 、使用料金 15円/m ³ に改定)
平成 4年 3月	本庁舎の完成により事務所を移転 (松戸市七右衛門新田 540番地の5 北千葉取水場内)
11月	創設事業費を 2,072億 2,500万円に改定
平成 7年 7月	第四期施設が完成し、供用を開始 (浄水施設能力が最終目標である 534,200m ³ /日となる)
平成12年 2月	創設事業費を 2,033億 5,400万円に改定
4月	利根川広域導水事業(北千葉導水事業)が完成し、供用を開始
〃	思川開発事業において 1.060m ³ /秒の水源を確保 (思川開発事業の縮小等により、平成14年 4月に 0.313m ³ /秒に減量)
平成13年 3月	創設事業が終了(総事業費 2,031億 9,700万円)
平成14年 4月	(基本料金 79円/m ³ に改定)
平成17年 3月	奈良俣ダム建設事業において、0.844m ³ /秒、渡良瀬遊水池総合開発事業において0.505m ³ /秒の水配分を受ける
平成17年 4月	(基本料金 75円/m ³ に改定)
平成20年 4月	(基本料金 57円/m ³ 、使用料金 10円/m ³ に改定)
平成21年 3月	北千葉広域水道用水供給事業経営の変更認可申請(浄水方法の変更)
〃	厚生労働大臣から変更認可を得る
平成22年 2月	高度浄水施設建設事業の継続費を設定
平成23年 8月	オゾン処理施設等の高度浄水施設本体工事に着手
平成26年12月	高度浄水施設(第一期)が稼働
平成30年 3月	沼南調整池が完成し、運用を開始